

ぎふ景観重要建造物保存助成金交付要綱

平成30年 2月28日決裁

平成30年10月22日決裁

令和 2年 3月 6日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、ぎふ景観まちづくりファンド制度要綱（平成20年4月1日決裁。以下「ファンド制度要綱」という。）第4条第1号に基づき、景観重要建造物の保存又は活用するために行う修繕、改修その他の工事（以下「助成事業」という。）に対して交付するぎふ景観重要建造物保存助成金（以下「助成金」という。）に関し、一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社助成金等交付要綱（平成30年2月28日決裁。以下「公社助成金等交付要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び公社助成金等交付要綱において使用する用語の例による。

(助成金の交付)

第3条 一般財団法人岐阜市にぎわいまち公社（以下「公社」という。）代表理事（以下「代表理事」という。）は、次条に規定する行為を行うものに対し、ぎふ景観まちづくりファンド資産の範囲内で助成金を交付するものとする。

(助成事業)

第4条 助成事業は、法第19条第1項の規定により指定された岐阜市内の景観重要建造物に対する次の各号のいずれかに該当する修繕、改修その他の行為（法第22条第1項の規定に抵触する行為を除く。）とする。

- (1) 景観重要建造物の保存又は活用のために必要な修繕又は改修
- (2) 景観重要建造物の保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の保存又は活用に寄与すると代表理事が認める行為

2 前項の規定にかかわらず、この要綱に基づく助成金又はこの要綱と同じ目的の岐阜市の規程に基づく助成金等の交付の対象となった景観重要建造物については、最後の助成金の交付の日から5年以上経過しなければ交付対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 災害等により損傷を受け、緊急に景観重要建造物の修復を行う必要があるとき。
- (2) 最後の助成金の交付に係る助成事業において交付した助成金の合計額（以下「助成金交付合計額」という。）が次条第1項に規定する助成金の限度額未満であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が景観重要建造物の保存又は活用のため必要と認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、公社又は岐阜市による助成金等（前項の規定に該当する助成金等を除く。）の交付の対象となった景観重要建造物については、最後の助成金等の交付の日から5年以上経過しなければ交付対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 災害等により損傷を受け、緊急に景観重要建造物の修復を行う必要があるとき。

(2) 当該助成金等の額が5万円以下であるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、代表理事が景観重要建造物の保存又は活用のため必要と認めるとき。

（助成金の対象経費及び額）

第5条 助成金の対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号に該当する場合における助成金の額は、前項に規定する助成金の額から助成金交付合計額を除して得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、助成事業の費用が保険金、損害賠償金等により補填されるときは、別表に定める助成金の対象経費からその補填される額を減じた額を助成金の対象経費とする。

（助成事業者）

第6条 助成事業者は、法第19条第1項の規定により指定された市内の景観重要建造物の所有者とする。

（交付申請）

第7条 公社助成金等交付要綱第4条の規定による助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、助成事業に着手する前に、ぎふ景観重要建造物保存助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる助成事業に係る書類を添付して行うものとする。

(1) 設計図書

(2) 景観重要建造物の現況のカラー写真

(3) 見積書

(4) 工程表

(5) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

（運営委員会の審査）

第8条 代表理事は、交付申請があったときは、ぎふ景観まちづくりファンド運営委員会要綱（平成20年4月1日決裁）第2条第3号の規定により、ファンド制度要綱第6条第1項に規定するぎふ景観まちづくりファンド運営委員会（以下「運営委員会」という。）の審査に付さなければならない。ただし、当該交付申請に係る助成事業が第3条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に該当する場合又は助成対象の景観重要建造物の外観変更を伴わない場合は、この限りでない。

2 運営委員会は、事業計画その他の必要な事項を審査し、その結果について代表理事に報告するものとする。この場合において、運営委員会は、審査した事項について意見があるときは、その内容を文書により代表理事に報告するものとする。

3 代表理事は、運営委員会の審査の結果及び意見を尊重するものとする。

(交付決定)

第9条 代表理事は、第7条の規定による交付申請があったときは、公社助成金等交付要綱第5条に規定による調査並びに前条の規定による審査を踏まえ、助成金を交付すべきものと認めるときは、ぎふ景観重要建造物保存助成金交付決定通知書（様式第2号）を当該助成事業者に通知するものとし、助成金を交付することが不相当と認めるときは、速やかに理由を付してその旨を通知するものとする。

(計画の変更)

第10条 公社助成金等交付要綱第12条に規定する助成事業の計画変更の承認の申請（以下「変更承認申請」という。）は、第7条各号に掲げる書類その他必要な書類を添付して行うものとする。

2 前条の規定は、変更承認申請について準用する。

(工事の着手)

第11条 助成事業者は、助成事業（前条の規定により助成事業の計画を変更した工事を含む。）に着手しようとするときは、あらかじめ、ぎふ景観重要建造物保存工事着手届（様式第3号）を代表理事に提出するものとする。

(中間検査)

第12条 代表理事は、助成事業の着手後、助成事業に係る事業計画に基づき助成事業の中間検査（以下「中間検査」という。）を行うことができる。

2 助成事業者は、公社職員が中間検査に係る業務を行うときは、助成事業に係る景観重要建造物、景観重要建造物の敷地又は助成事業の現場に立ち入り、検査その他の必要な業務を行うことができるように協力しなければならない。

(完了報告)

第13条 公社助成金等交付要綱第16条に規定する実績報告は、助成事業が完了した日から起算して30日以内又は当該事業が助成金の交付決定を受けた年度の2月末日のいずれか早い日までにぎふ景観重要建造物保存工事完了届（様式第4号）に次に掲げる完了した助成事業に係る書類を添えて行うものとする。

- (1) 景観重要建造物の工事完了後のカラー写真
- (2) 支払明細書の写し
- (3) 領収書等工事代金の支払が確認できる書面
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

(助成金額の確定)

第14条 代表理事は、助成事業の完了の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、ぎふ景観重要建造物保存助成金確定通知書（様式第5号）により当該助成事業者に通知しなければならない。

(助成金の返還期限)

第15条 公社助成金等交付要綱第21条の規定による助成金の返還命令の期限は、当該返還命令

をした日から20日以内とする。

(助成対象事業の維持管理)

第16条 助成金の交付を受けた者は、当該助成金の交付の対象となった景観重要建造物を適正に維持管理しなければならない。

(助成金の交付手続の特例)

第17条 助成金の交付の手続については、公社助成金等交付要綱第8条、第17条及び第19条の規定は適用しない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行前に助成金の交付決定を得た助成事業者については、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の要綱を適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	助成金の額
(1) 設計費 (2) 監理費 (3) 工事費 (4) 前3号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認めるもの	ファンド制度要綱第2条に規定するぎふ景観まちづくりファンド及び600万円の範囲内で、助成金の対象経費の合計額の2分の1以内の額

備考

- 1 消費税及び地方消費税は、対象経費に含まない。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。